

# 「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」の運用に関する認定団体向け講習会（2023年度）

## 認定団体の責任と役割

本説明では認定団体の位置づけや役割について解説します。

人員や予算に制約のある中で認定業務を遂行いただいていると承知しております。そこで、効率的・効果的な認定業務につながるヒントもできる限りご紹介します。

本説明が皆様の認定業務に少しでも役立てば幸いです。

※本資料では「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」を便宜上、「証明ガイドライン」と表記します

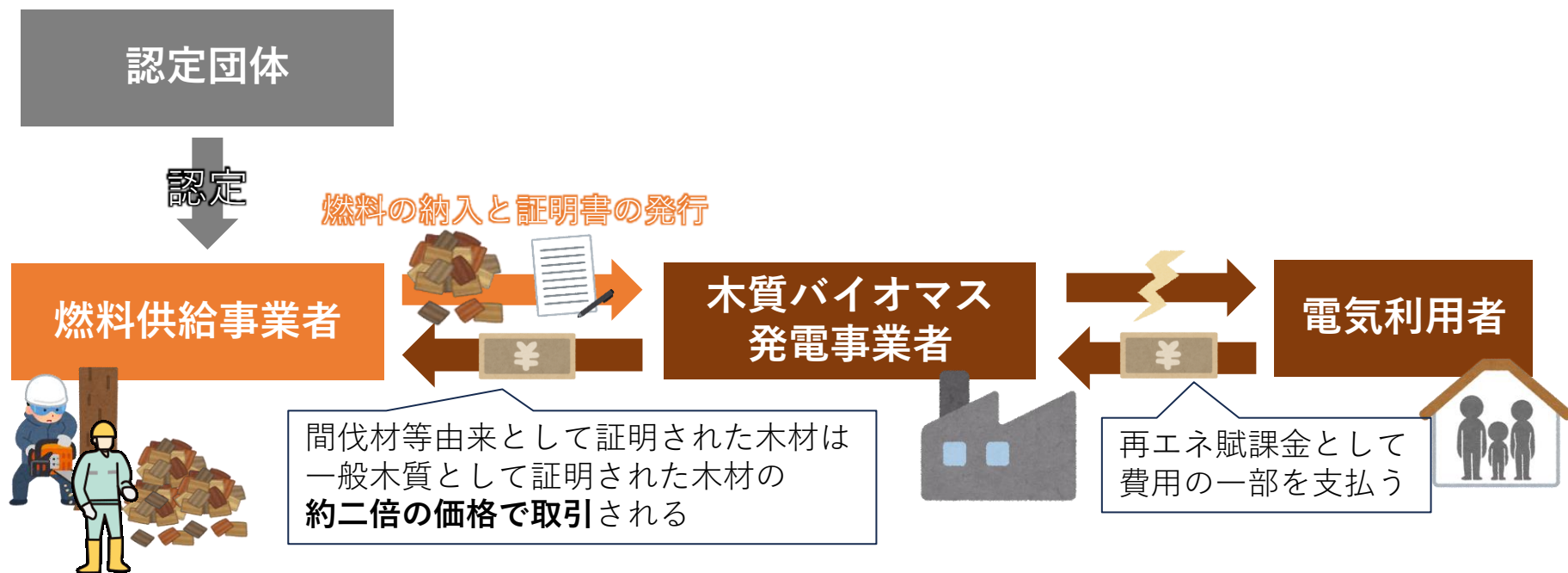
# 1. 証明ガイドラインにおける認定団体の位置づけ

## 2. 認定に関連する業務の解説と事例、ヒントのご紹介

- ✓ 事業者の認定、更新に関する審査
- ✓ フォローアップ
- ✓ 情報の公開

# 認定とは（団体認定方式）

認定とは、事業者の取り組みが適切であることを認定することにより、**事業者**に**燃料の経済的な価値を裏付ける証明書**を発行する資格を与えることです  
証明ガイドラインの制度は**業界への信用と信頼が前提**となっています



# 証明書の必要性①：木質バイオマスの調達区分の定義

| 流通・製造過程   |              |     |     | 直接燃料に加工     |             | 製材等<br>残材  |
|-----------|--------------|-----|-----|-------------|-------------|------------|
|           |              |     |     | 間伐          | 主伐          |            |
| 由来の生育地の由来 |              |     |     |             |             |            |
| 国産材       | 森林以外・林道支障木など |     |     | [Gray Box]  |             | [Gray Box] |
|           | 森林<br>由来     | 民有林 | その他 | 経営計画外       | [Gray Box]  |            |
|           |              |     | その他 | 経営計画        | [Green Box] |            |
|           | 国有林          | 保安林 |     | [Green Box] | [Green Box] |            |
|           |              | その他 |     | [Green Box] | [Green Box] |            |
| 輸入材       |              |     |     | [Gray Box]  |             |            |

 証明書（注）の連鎖があれば**間伐材等由来の木質バイオマス**、そうでなければ建設資材廃棄物等と同等

 証明書の連鎖があれば**一般木質バイオマス**、そうでなければ建設資材廃棄物等と同等

注：由来が明確で、適切に分別管理が行われていることを証明する書類

## 証明書の必要性②

これらの材は間伐により生産されたものでしょうか？  
主伐により生産されたものでしょうか？



## 証明書の必要性③

FIT/FIP制度上、木質バイオマスは由来により、電気の買取価格が異なります。  
しかし、燃料材（チップ等）を見て、調達区分を判別することはできません。

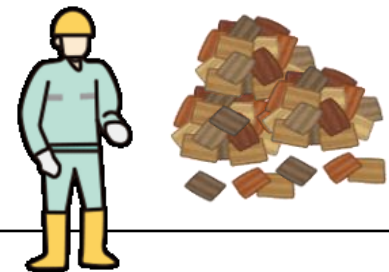
木材の由来は伐採段階の事業者しか確認することができません。  
そのため、素材生産者は「原木の調達区分」と「適切な分別管理」を証明する必要があります。

この材は全て「間伐材等由来」の木材で、  
他の調達区分は混ざっていないよ



チップ加工事業者など、伐採工程よりも後の工程の事業者は、  
原料とした木材は全て「該当する区分として証明されたもの」であり、「適切な分別管理」が  
なされたことを証明する必要があります

このチップは全て「間伐材等由来」として  
証明された原木を加工したチップで、  
他の調達区分は混ざっていないよ





# 自主行動規範の策定

## 認定団体

### 自主行動規範

- 事業者の認定
- 情報の公開
- 既存利用への配慮

- 認定団体は自主行動規範の策定と公表が必要
- 独自に認定条件を加えることも可能
- 図は証明ガイドライン記載のひな形を整理したもの

### 事業者認定実施要領

- 第一 目的
- 第二 本実施要領に基づく認定の対象
- 第三 事業者認定申請
- 第四 審査及びその結果の通知
- 第五 事業者の認定要件
- 第六 事業者認定書の交付及び公表
- 第七 証明事項の記載
- 第八 取り扱い実績報告及び公表
- 第九 立入検査
- 第十 認定事業者の取消し
- 第十一 事業者認定の継続

## 認定事業者

### 事業者認定申請書

- 創業年、従業員数
- 製品の主要品目、年間取扱数量
- 敷地、建物、施設の配置状況
- 分別管理及び書類管理の方針
- その他

### 分別管理方針書

- 適用範囲
- 分別管理責任者
- 分別管理の実施
- 書類管理

(視認性を高めるため一部の表現を変更しています)

# 認定団体の役割

## 認定団体の役割（証明ガイドラインの信頼確保のための取り組み）

- 事業者の認定、更新審査
- フォローアップ
- 情報公開

事業者が証明ガイドラインを適切に理解し、運用するための説明会の開催や相談対応、不適切事案への対応などを実施

発電事業者や電気利用者との信頼関係を維持するために必要な情報を公開する

認定団体

### 情報の公開

- 自主行動規範、事業者認定実施要領
- 認定事業者一覧
- 実績報告とりまとめ概要など

認定、更新審査  
フォローアップ  
(研修など)

実績報告  
相談

燃料供給事業者

木質バイオマス  
発電事業者

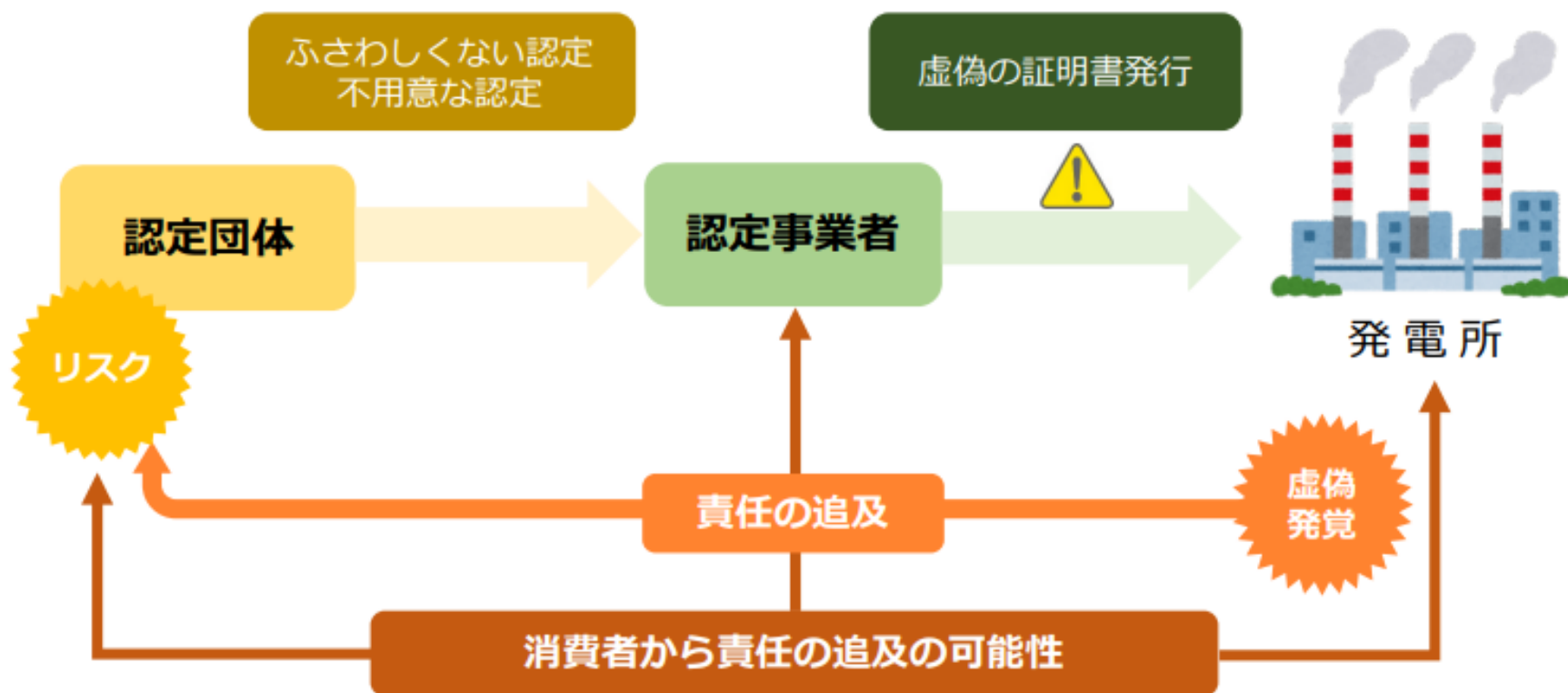
電気利用者





# 不適切な運用があった場合

発電所の信用が失墜・FIT制度が国民的議論の対象になる可能性



1. 証明ガイドラインにおける認定団体の位置づけ

**2. 認定に関連する業務の解説と事例、ヒントのご紹介**

- ✓ 事業者の認定、更新に関する審査
- ✓ フォローアップ
- ✓ 情報の公開

# 事業者の認定、更新に関する審査

本項ではよくあるご質問・ご相談にお答えする形式で制度を解説するとともに効果的・効率的な方法の提案や事例などをご紹介します

## 事業者の認定、更新に関する審査に関するよくあるご質問・ご相談

- 他都道府県の事業者や団体に所属していない事業者を認定しても良いのか？
- 認定時、更新時に現地審査をすべきか？
- 効率的・効果的な認定・更新の審査方法は？

# 他都道府県の事業者や団体に所属していない事業者を認定しても良いのか？

- 認定審査は「自主行動規範」及び「事業者認定実施要領」に則す必要があります
- 上記要領における認定審査のあり方や基準については各団体の判断に委ねられます
- 認定する責任を踏まえ、適切な審査を行うことが前提となります

## 第二 本実施要領に基づく認定の対象

2 認定は団体の会員を対象とし、会員でないものの認定についての事項は必要があれば別途定める。

出典：発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドラインのうち  
事業者認定実施要領 例

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/biomass/pdf/hatudenriyougaidorain.pdf>

**問6-12. 自主行動規範に基づく、団体認定について、自主行動規範を作成した団体に所属していない事業者が、団体認定を受けることは可能か。**

可能です。ただし、実際に団体に所属していない事業者を認定するかどうかは、各団体の判断となります。

出典：発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン Q&A  
<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/biomass/pdf/hatsudenriyougaidorainqa.pdf>

# 認定時、更新時に現地審査をすべきか？

- 現地審査は「必要に応じて」実施することとなっています
- 現地審査により、証明ガイドラインの運用の実態を把握できます
- 証明ガイドラインの理解が進むことから、積極的に実施することを推奨します

## 第四 審査及びその結果の通知

- 1 団体は、認定のため理事長が指名する審査員で構成される審査委員会を設け、審査委員会が認定の可否を決定するものとする。
- 2 審査委員会は、提出された「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」の内容について、第五（発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の認定要件）及びガイドラインの趣旨に基づき厳正に書類審査を実施し、認定の可否を決定する。必要がある場合は現地審査を実施する。

## 事例

- ✓ 年1～2件、特異な事例や新規認定事業者を対象に実施
- ✓ 更新時に不明点のあった事業者を対象に調査を実施

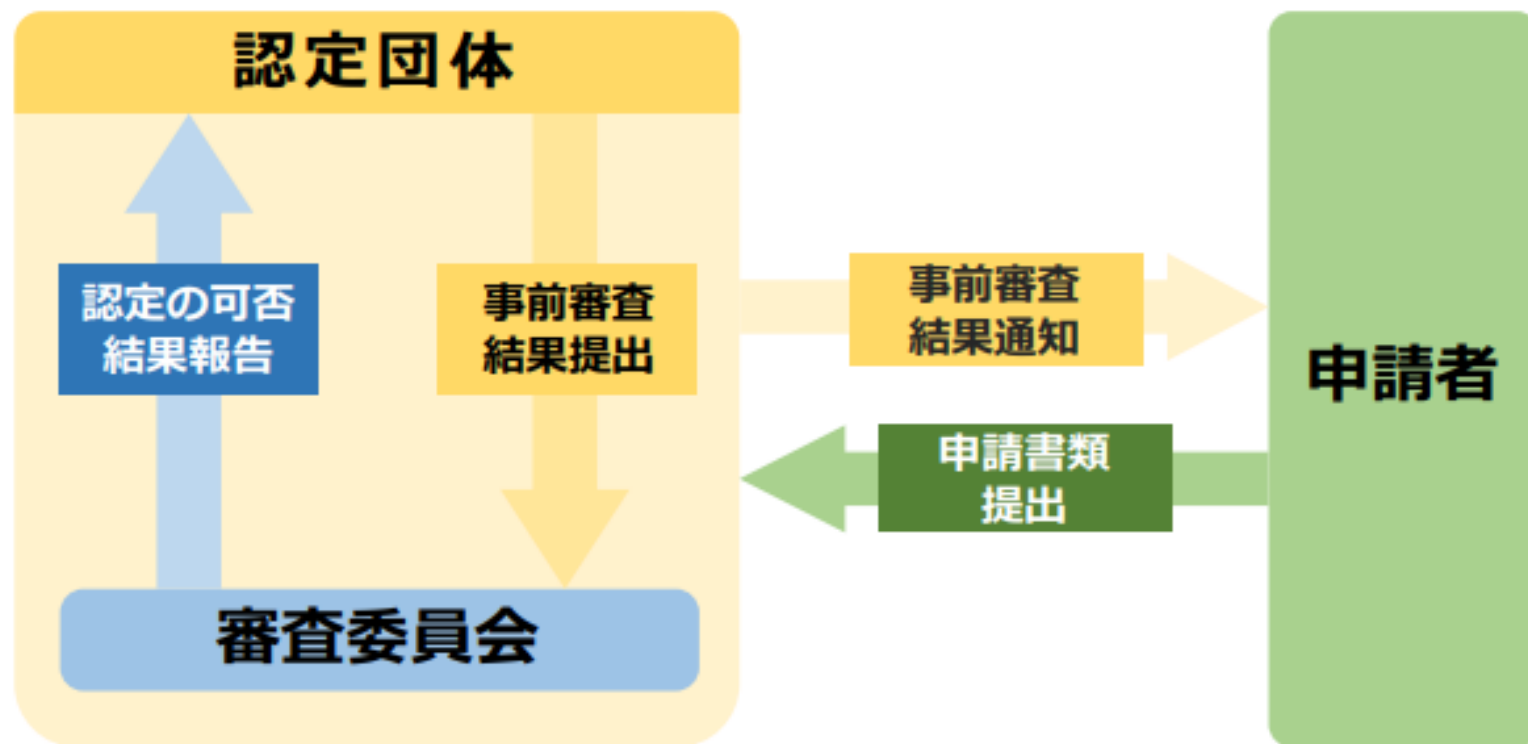
出典：発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドラインのうち  
事業者認定実施要領 例

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/biomass/pdf/hatudenriyougaidorain.pdf>

# 効率的・効果的な認定・更新の審査方法は？①

## 事前審査方式のご提案

提出された書類やヒアリング、現地確認などの事前審査を踏まえ、  
審査委員会が認定の可否を判断する2段階の方法です  
これにより効果的な審査が可能になります





# 効率的・効果的な認定・更新の審査方法は？②

| 分類   | チェックポイント  |
|------|---|
| 全体   | <input type="checkbox"/> 財政状態は健全か<br><input type="checkbox"/> 誠実な経営を行っているか<br><input type="checkbox"/> 事務所はどのような場所にあるのか<br><input type="checkbox"/> 業務を遂行するのに十分な数の作業員がいるか<br><input type="checkbox"/> 事務体制が揃っているか<br><input type="checkbox"/> 反社会勢力とのつながりがないか |
| 分別管理 | <input type="checkbox"/> 十分な分別管理のためのスペースが確保されているか<br>(申請書に添付された図面や写真で確認する)<br><input type="checkbox"/> 分別管理のために有効な表示(区域分け、看板設置)がなされることになっているか<br>(申請書に添付された説明や聞き取りで確認)  |
| 書類管理 | <input type="checkbox"/> 書類管理方針書やマニュアルがあるか<br><input type="checkbox"/> 書類管理方針書やマニュアルの記述と実態が整合しているか<br><input type="checkbox"/> 書類等がファイリングされ保管されることになっているか   |
| 責任者  | <input type="checkbox"/> 責任者が選定されているか<br><input type="checkbox"/> 責任者の職位が適切な活動実施のために有効であるか<br><input type="checkbox"/> 責任者が具体的にどんな役割を果たそうとしているか   |

当協会のホームページで公開する「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン 運営マニュアル 認定団体向け」ではチェックポイントや認定時のポイント等を整理しています。ぜひご参考としてください。

<https://jwba.or.jp/wp/wp-content/uploads/2022/09/wood-ybiomass-manifest-guideline-dantai202304.pdf>

# 実際に使用されているチェックリストの例

## 【サンプル】様式●

平成 年 月 日

### 「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定」 チェックシート

- ・申請事業体名 \_\_\_\_\_
- ・記入者属性：  
記入者（審査委員）の組織名 \_\_\_\_\_
- ・記入者名 \_\_\_\_\_

| 提出書類確認リスト |                               | チェック |
|-----------|-------------------------------|------|
| 1         | 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書 |      |
| 2         | 分別管理及び書類管理方針書                 |      |
| 3         | 建物及び施設の配置図（配置関係が明確にわかるもの）     |      |
| 4         | 分別管理位置図（配置関係が明確にわかるもの）        |      |
| 5         | 分別管理場所の写真（分別管理方法が明確にわかるもの）    |      |
| 6         | 誓約書                           |      |
| その他任意書類   |                               | チェック |
| 1         | 会社概要及び定款                      |      |
| 2         | 分別管理マニュアル                     |      |
| 3         | 書類管理マニュアル                     |      |
| 特記事項      |                               |      |
|           |                               |      |

## 【サンプル】様式●

### 書類内容確認リスト

#### 分別管理

チェック

- |   |  |  |
|---|--|--|
| 1 | 間伐材等由来の木質バイオマスと一般木質バイオマスとを適切に分別保管する場所となっているか |  |
| 2 | 看板や張り紙、線引きなどで、明確に分別管理がなされているか                |  |

- |   |                                     |  |
|---|-------------------------------------|--|
| 3 | ____名以上の責任者が記載されているか<br>責任者名： _____ |  |
|---|-------------------------------------|--|

#### 書類管理

チェック

- |   |   |  |
|---|---|--|
| 1 | 各区分の材の入出荷、在庫に関する情報の管理は適切か<br>管理方法：【（例）現場ごとにファイリング】<br>_____ |  |
|---|---|--|

- |   |  |  |
|---|--|--|
| 2 | 入手または発行した証明書の管理は適切か<br>管理方法：【（例）入手した順にファイリング】<br>_____ |  |
|---|--|--|

- |   |                               |  |
|---|-------------------------------|--|
| 3 | 証明書および確認書類を5年間保管する場所は確保されているか |  |
|---|-------------------------------|--|

#### 責任者

チェック

- |   |                                       |  |
|---|---------------------------------------|--|
| 1 | ガイドラインを理解し、証明書発行に対する社会的責任の重要性を認識しているか |  |
|---|---------------------------------------|--|

#### 現地調査による指導箇所と指導への対応後の改善結果

#### 特記事項

上記事項を確認しました。  
ガイドラインを遵守し、証明書の確実かつ明確な連鎖を実行します。  
申請者代表名： \_\_\_\_\_

以上

1. 証明ガイドラインにおける認定団体の位置づけ

**2. 認定に関連する業務の解説と事例、ヒントのご紹介**

- ✓ 事業者の認定、更新に関する審査
- ✓ フォローアップ
- ✓ 情報の公開

# フォローアップ

---

認定した事業者が適切に証明ガイドラインを運用し、社会的な信頼を維持するためには事業者への様々なフォローアップが必要です。

ここでは、次の内容についてご説明します。

- 説明会の開催
- 取扱実績報告の取り扱い
- 不適切な事案への対応

上記以外にも、事業者への情報提供（パンフレットの配布、メールによる情報共有）や個別の事業者を対象とした助言や指導、相談対応も重要です。

# 説明会の開催

事業者には証明ガイドラインを正しくご理解いただき、適切に証明書等を発行いただくためには**説明会の開催が有効**です。

また、**地域によりサプライチェーンのあり方や事業者の関係が異なります**ので、地域の実態を把握している**認定団体が実施することが望ましい**と考えられます。

説明会を主体的に開催することで**証明ガイドラインの理解が進む**と同時に、**事業者が業務の中で感じている疑問点や課題を把握**することにもつながります。

**ぜひ、説明会の開催を検討するようお願いします。**

## 説明会の事例

- 認定事業者の説明会への参加を義務付け、更新の条件とする
- 同一県内（地域内）の認定団体が協力し、合同で説明会を開催する

## 注意点

他制度（クリーンウッド法、合法木材証明）とあわせて開催する場合はそれぞれの制度が混同されないよう注意が必要

説明会の内容については後ほどご説明する

「**認定事業者への説明のポイント（適切な証明書と分別管理）**」もご参考としてください。

# 取扱実績報告書の取扱い①

証明ガイドラインで求められる取扱実績報告には次の役割があります。

- 事業者の活動状況の把握
- 入荷量と出荷量から証明ガイドラインの順守状況を検討する

受領し、集計して終わるのではなく、内容を確認し、必要に応じて事業者を確認するなど対応をお願いします。

平成 年 月 日

〇〇団体 殿

事業者の所在地：  
事業者の名称：  
代表者の氏名：  
団体認定番号：

間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることが証明された木材の取扱実績報告

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領第八の規定に基づき、下記のとおり間伐材等由来の木質バイオマス及び一般木質バイオマスの取扱実績を報告します。

記

|                                  |                            |
|----------------------------------|----------------------------|
| 1. 期間                            | 平成 年 4月 1日～<br>平成 年 3月 31日 |
| 2. 木材の取扱量（総数）                    | 原木（原料）入荷量 m3<br>チップ等出荷量 m3 |
| 3. 2.のうち、間伐材等由来のバイオマスであると証明されたもの | 原木（原料）入荷量 m3<br>チップ等出荷量 m3 |
| 4. 2.のうち、一般木質バイオマスであると証明されたもの    | 原木（原料）入荷量 m3<br>チップ等出荷量 m3 |

出典：発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン（林野庁）  
<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/biomass/pdf/hatudenriyougaidorain.pdf>



# 取扱実績報告書の取扱い②

| 分類                     | チェックポイント   |
|------------------------|--|
| 木材の取扱量<br>(総量)         | <input type="checkbox"/> 記載されている量が、「間伐材等由来の木質バイオマス」と「一般木質バイオマス」の合計量を下回っていないか。  |
| 間伐材等由来<br>の木質バイオ<br>マス | <input type="checkbox"/> 出荷量が入荷量を上回っていないか。<br>(「間伐材等由来の木質バイオマス」として入荷しても、製材等の過程を経ると「一般木質バイオマス」になります。したがって、「間伐材等由来の木質バイオマス」の取扱実績は必ず入荷量 $\geq$ 出荷量となります。)<br><input type="checkbox"/> 常識的な取引量より不自然に多くないか(注)。<br>(多すぎる場合は、本来であれば「間伐材等由来の木質バイオマス」として扱えないものを扱っている可能性があります) |
| 一般木質<br>バイオマス          | <input type="checkbox"/> 常識的な取引量より不自然に多くないか(注)。<br>(出荷量が入荷量を上回っても不自然ではありません)   |

注：「常識的な取引量より不自然に多くないか」の観点、その業界や地域の状況を理解している業界団体が認定団体を務めるからこそできる確認です。

# 不適切な事案への対応

不適切事案の存在は証明ガイドライン全体の信頼性に大きく影響します。  
そのため、是正指導、または認定取消といった毅然とした対応が必要となります。

## 兆候の把握

- 外部からの情報提供・通報
- 定期的な立入検査
- 実績報告内容の確認



## 事実確認

聞き取りや臨時の立入検査により事実関係を確認



## 指導、認定取消及び公表

不正な事案を是正するよう指導、従わない場合や悪質な場合は認定取消も検討  
認定取消をした場合には、他団体での認定取得を防止するためウェブサイト等で公表  
また、認定の取消については林野庁から報告するよう求められています

# 想定される不適切な事案

## 事例1：証明書を伴わない取引

- 本来証明書のついた材を受け入れなければならないのに証明書なしで受け入れる。
- 本来証明書を発行しなければならないのに証明書を発行しない。

## 事例2：確認書を添付しない証明書での取引

- 伐採段階の証明書に添付することが義務づけられている伐採届等の確認書を添付しないまま証明書を発行する。
- 伐採届等の確認書が添付されていない証明書を受け取る。

## 事例3：認定事業者でない者の証明書発行

- 認定事業者でなく証明書を発行できない取引先に証明書を発行させる。

## 事例4：証明書への虚偽記載

- 本来、「間伐材等由来の木質バイオマス」でないのに「間伐材等由来の木質バイオマス」であると偽って記載する。
- 実際の取引量よりも多い数量を記載する。
- 実態と異なる伐採地に関する確認書を添付する。
- 証明書に実際の取引先と違う宛先を記載する。

## 事例5：分別管理違反

- 分別管理をしない。
- 由来の異なるものを不当に混合させて販売している。
- 第三者から見て不明な場所で原料や製品を管理している。

## 事例6：不正な在庫管理

- 「間伐材等由来の木質バイオマス」は全て出荷済みであるのにまだ残っているかのように帳簿を偽る。
- 「一般木質バイオマス」が入荷したのに「間伐材等由来の木質バイオマス」が入荷したことにする。

## 事例7：実績報告をしない

- 自身の不当な取引を隠すため木質バイオマス取扱実績を認定団体に対して報告しない。

# 立入検査のチェックポイント

| 分類     | チェックポイント  |
|--------|---|
| 全体     | <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 認定申請時から変更はないか</li> <li><input type="checkbox"/> 証明書付きの木質バイオマスの取扱いがあるか</li> <li><input type="checkbox"/> 疑問に思っていること、困っていることはないか</li> </ul>   |
| 分別管理   | <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 分別管理するための場所が設けられているか</li> <li><input type="checkbox"/> 分別されるべきものが分別されているか</li> <li><input type="checkbox"/> 分別の表示は適切か</li> <li><input type="checkbox"/> 分別管理方針書の記述と実態が合っているか</li> </ul>   |
| 書類管理   | <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 入出荷を管理する書類はあるか</li> <li><input type="checkbox"/> 在庫を管理する書類はあるか</li> <li><input type="checkbox"/> 入出荷を管理する書類に記載されている数値と、在庫を管理する書類は整合しているか</li> <li><input type="checkbox"/> 入荷量と出荷量が不自然に乖離していないか</li> <li><input type="checkbox"/> 出荷記録と発行した証明書の内容は整合しているか</li> <li><input type="checkbox"/> 入荷記録と川上から受け取った証明書の内容は整合しているか</li> <li><input type="checkbox"/> 証明書の記載事項と添付されている確認書は整合しているか</li> <li><input type="checkbox"/> 書類等はファイリングされ、整理されているか</li> </ul> |
| 責任者の役割 | <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 責任者は分別管理及び書類管理について、適切な管理活動を行っているか</li> </ul>  |

1. 証明ガイドラインにおける認定団体の位置づけ

**2. 認定に関連する業務の解説と事例、ヒントのご紹介**

- ✓ 事業者の認定、更新に関する審査
- ✓ フォローアップ
- ✓ 情報の公開

# 情報公開について

発電事業者や電気利用者との信頼関係を維持するために情報公開は不可欠です。証明ガイドラインでは次の5つの項目の公表が求められています。

- **自主行動規範と認定実施要領**
- **認定した事業者**
- **取扱実績報告のとりまとめ（概要）**
- 認定取消に関する情報
- その他、当該団体が公表すべきと認める事項

公開すべき情報が公開されておらず、発電事業者から当協会へ問い合わせがあることもあります。適切な情報公開をよろしくお願いいたします。



# 最後に

---

証明ガイドライン制度は業界への信用と信頼により成立している制度です。

この信頼関係を継続するためには、

認定団体の皆様には適切な認定や認定した事業者へ証明ガイドラインの制度を説明し、理解いただくこと、不適切事案への対応が重要となります。

何卒、引き続きのご対応の程、よろしくお願いいたします。

証明ガイドラインの運用に当たり、ご不明な点やお困りごとなどございましたら当協会の相談窓口までご相談ください。

相談窓口URL：<https://jwba.or.jp/support/>

# マニュアルのご案内

- 2016年度に**運営マニュアル**を作成
- 作成したマニュアルは**2種類**（認定団体向け・認定事業者向け）
- マニュアルは弊協会HPで公開しています



認定団体向け



認定事業者向け



一般社団法人

日本木質バイオマスエネルギー協会

—連絡先—

〒110-0016

東京都台東区台東3-12-5 クラシックビル604

電話 03-5817-8491

FAX 03-5817-8492

Mail [mail@jwba.or.jp](mailto:mail@jwba.or.jp)

URL <https://www.jwba.or.jp/>